

# 緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施にあたって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

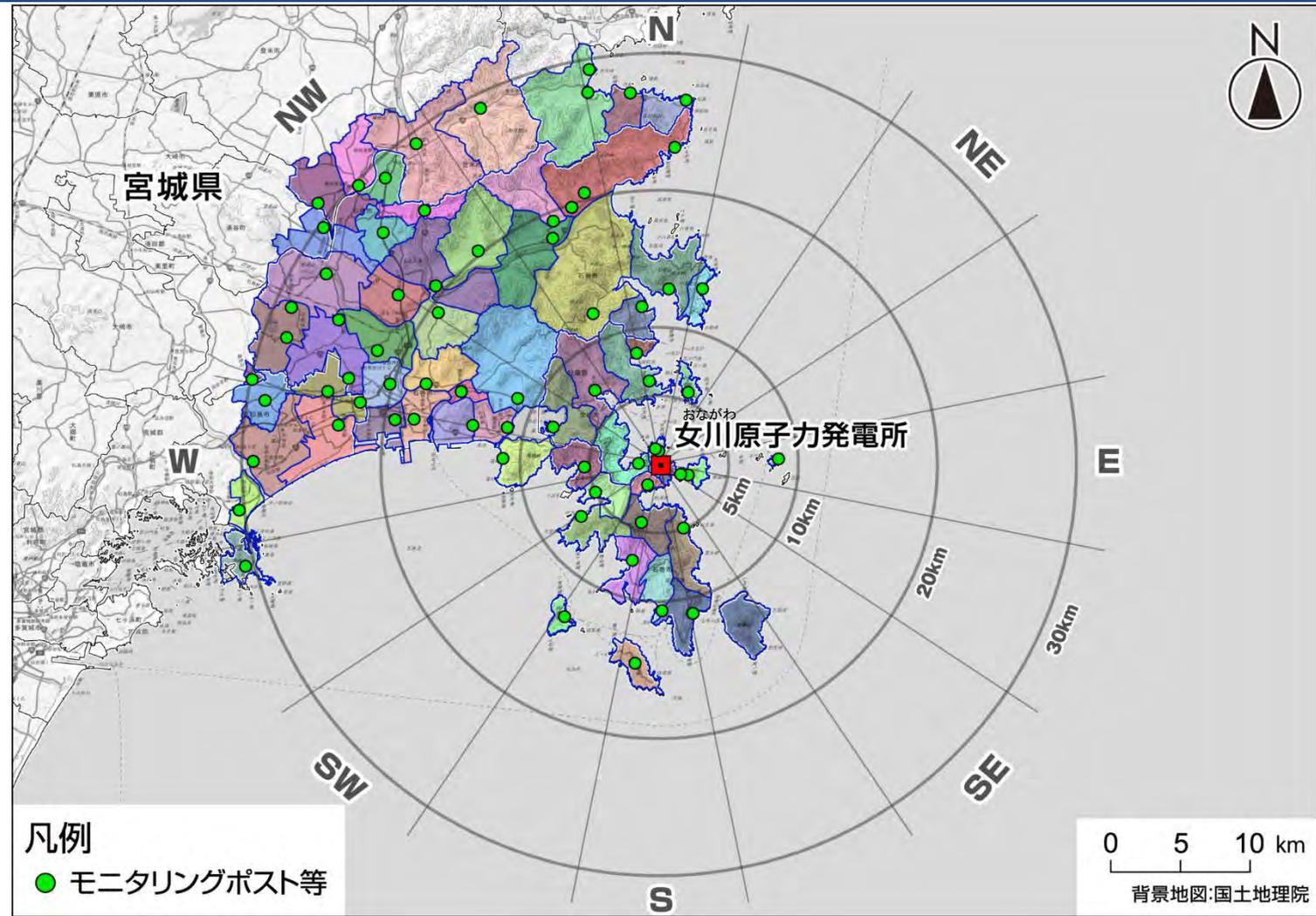
## 関係機関の保有資機材数

（平成30年度調査による。宮城県、東北電力を除く。）

	要員 (人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	16	35	9
道府県	941	327	38
原子力事業者	629	61	34
関係指定 公共機関	99	6	2

※ 各資機材については保有数を記載

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、宮城県ではモニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



図：女川地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

- モニタリングポスト
  - ・モニタリングポスト(6台)等で、周辺監視区域境界付近の放射線量率、放射性物質濃度を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
  - ・施設敷地緊急事態で、海側に可搬型モニタリングポストを設置(2台)して、周辺監視区域境界付近のモニタリングポスト等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量率を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
  - ・緊急時においてモニタリングできるように、モニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備
- 可搬型放射線計測装置
  - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射線計測装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
  - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリングポスト



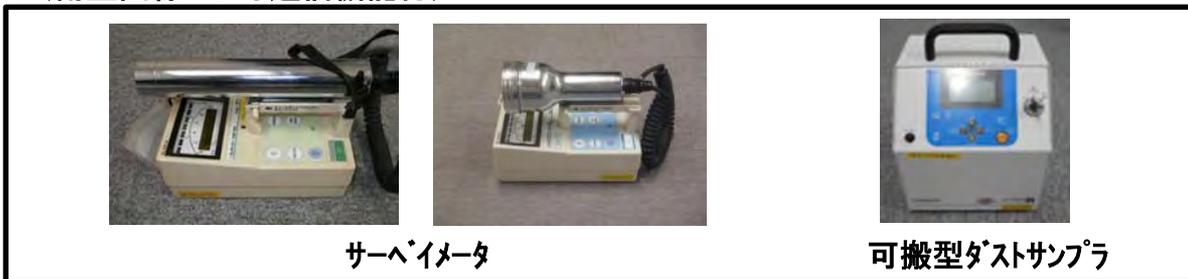
可搬型モニタリングポスト  
(衛星回線による通信機能付)



モニタリングカー



サーベイメータ等を搭載した車両



サーベイメータ

可搬型ダストサンブラ

車両に搭載する可搬型放射線計測装置の例

# 11. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)